

## 第3章 パブリック・コメント制度について

～みなさんから意見をいただくことも市民協働～

### 1 パブリック・コメント制度の導入にあたって

平成17年6月に改正された「行政手続法」では、「意見公募手続」<sup>\*4</sup>に関することが新たに盛り込まれました。このため、法の趣旨に則り、地方自治体にも市民意見公募（パブリック・コメント）制度の導入が求められています。

この章では、パブリック・コメント制度も市民協働の一つの形態にとらえ、理念や基本的な手続きについての考え方を示します。

#### (1) パブリック・コメント制度とは

市の重要な施策や計画を策定する場合に、施策等の素案や内容などを公表し、広く市民から意見や情報を求めます。その意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等は施策に反映することによって、市としての意思決定を行うものです。

#### (2) 制度の目的

パブリック・コメント制度の目的は、次のようなものが考えられます。

- ・ 市政について市民が意見を述べる機会を設けることにより、市政への市民参画を推進します。
- ・ 市民意見を施策等に反映させることで、より充実した内容へ発展させます。
- ・ 市民意見に対する市の考え方を公表することで、施策等についての市の説明責任を果たします。

### 2 志木市における制度の現状と課題

#### (1) 制度の現状

- ・ 現在、朝霞地区4市の中で、志木市のみがパブリック・コメント（市民意見公募）について制度化されていませんが、これまでも、施策等の策定や条例の制定等にあたって、計画段階で市民に意見を募集した事例があります。
- ・ 志木市では、事業費の総額が1億円以上の大規模な事業については、平成14年7月に「志木市公共事業市民選択権保有条例」を施行し、事業の計画を公表し、それに対して市民が意見を提出できる機会を設けています。

---

\*4 国の行政機関が命令等を制定する場合に、案を示し、広く国民から意見や情報を募集することを規定したもので、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利や利益を保護することを目的としている。

- ・「志木市公共事業市民選択権保有条例」の対象とならない事業については、担当課の判断で独自に意見募集を実施しているため、意見の募集期間、提出者や提出方法、募集した意見の取扱いが統一されていません。

## (2) 制度の課題

- ・「志木市公共事業市民選択権保有条例」による意見募集は、アンケート等により事業の実施について市民の意志を確認するものですが、事業の情報が断片的で、「適切な判断ができない」との意見も多く寄せられています。
- ・1億円未満の公共工事や制度の廃止など予算の伴わない事業については、市民意見を募集する仕組みがないため、基準やルールを制度化することが望まれています。

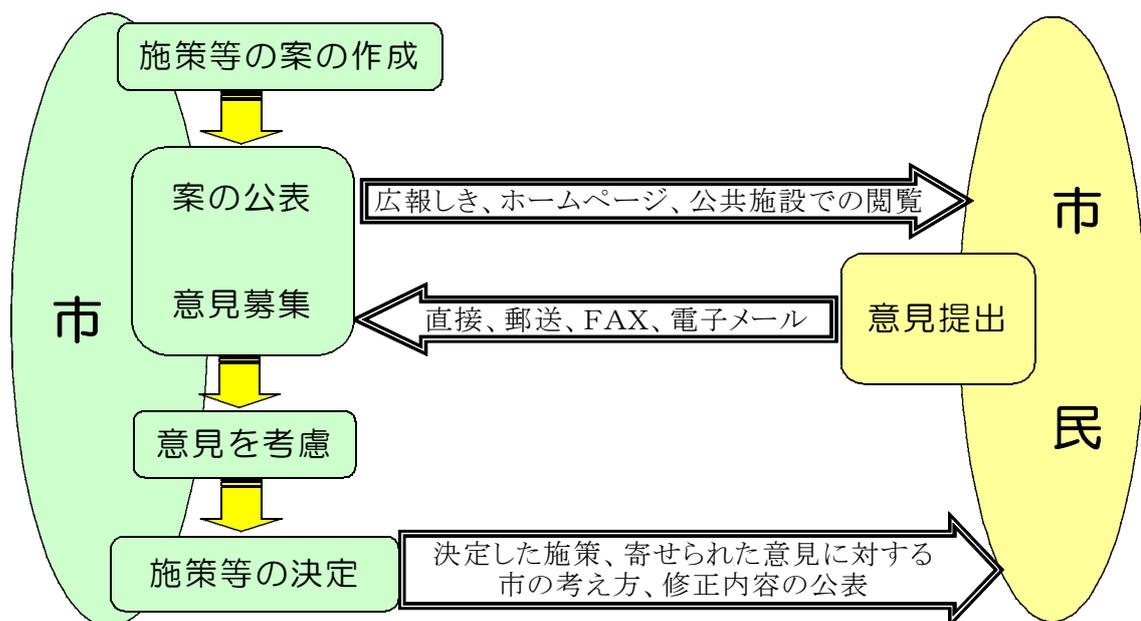
## 3 制度の基本的事項

パブリック・コメント制度において定める基本的な事項には、次のようなものが考えられます。

### (1) 制度の対象事業

- ・市民生活又は事業活動に重大な影響を与える条例、規則等の制定、改廃
  - ・市の長期計画、重要な基本計画、指針及び憲章、宣言等の策定、改廃
- ただし、条例等の制定・改廃の場合でも、緊急性が高い、市に裁量の余地がない、市の内部事務処理に関するものなど対象とならないものも考えられます。

### (2) 基本的な手続の流れ（イメージ）



### (3) 意見を提出できる人

意見の提出できる対象者としては、市内在住・在勤者のほか、該当する施策に関して利害関係を有する人なども含むべきと考えられます。

### (4) 提出された意見の取扱い

- ・すべての意見を考慮し、有益な意見は施策等に反映することが必要です。
- ・提出された意見に対して、市の考え方を公表する必要があります。

ただし、住民投票のように、賛成又は反対意見の多さで最終的な市の意思決定をするものではありません。

## 4 制度の確立に向けて

パブリック・コメント制度は、みなさんの意見をいただきながら市の施策等を作り上げていくという制度であり、市民と協働して運営する、安定した志木市を実現するうえでも大変重要な制度と考えられます。

今後、パブリック・コメント制度の確立に向けて研究し、早い時期に条例等により制度化する必要があります。